



# 宮 崎 県 公 報

平成19年10月31日 (水曜日) 号外 第 112 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○狩猟期間の延長…………… (自然環境課) 1

○鳥獣保護区の変更 (2 件) …………… (自然環境課) 1  
○鳥獣保護区を更新 (8 件) …………… ( “ ) 2  
○鳥獣保護区特別保護地区の指定…………… ( “ ) 3  
○休猟区の指定 (5 件) …………… ( “ ) 4  
○特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定 (8 件) … ( “ ) 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 838号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 狩猟期間を延長した鳥獣  
ニホンジカ

- 2 狩猟期間を延長した区域

延岡市北浦町古江に所在する宮崎県と大分県との境界線と海岸線との交点を起点とし、同所から同海岸線を南に進み高鍋町と川南町の境界線の交点に至り、同所から同境界線を西に進み高鍋町、木城町及び川南町の境界線の交点に至り、同所から高鍋町と木城町との境界線を南西に進み西都市、高鍋町及び木城町の境界線の交点に至り、同所から西都市と高鍋町との境界線を南に進み西都市、高鍋町及び新富町の境界線の交点に至り、同所から西都市と新富町との境界線を南に進み宮崎市、西都市及び新富町の境界線の交点に至り、同所から宮崎市と西都市との境界線を北西に進み宮崎市、西都市及び国富町の境界線の交点に至り、同所から宮崎市と国富町との境界線を南に進み宮崎市、国富町及び綾町の境界線の交点に至り、同所から宮崎市と綾町との境界線を西に進み宮崎市、野尻町及び綾町の境界線の交点に至り、同所から宮崎市と野尻町との境界線を南に進み宮崎市、都城市及び野尻町の境界線の交点に至り、同所から都城市と野尻町との境界線を西に進み都城市、高原町及び野尻町の境界線の交点に至り、同所から都城市と高原町との境界線を南西に進み旧都城市、旧山田町及び高原町の境界線の交点に至り、同所から旧都城市と旧山田町との境界線を南に進み旧都城市、旧山田町及び旧高崎町の境界線の交点に至り、同所から旧都城市と旧高崎町との境界線を東に進み大淀川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南西に進み宮崎県と鹿児島県の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北西に進み宮崎県、熊本県及び鹿児島県の境界線の交点に至り、同所から宮崎県と熊本県との境界線を北に進み宮崎県、熊本県及び大分県の境界線の交点に至り、同所から宮崎県と大分県との境界線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 延長した狩猟期間

毎年11月15日から翌年3月15日まで

- 4 延長した狩猟期間を適用する期間

平成19年11月1日から平成24年3月31日まで

### 宮崎県告示第 839号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第2項の規定により、平成15年宮崎県告示第 488号で指定した青鹿鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称

青鹿鳥獣保護区

- 2 鳥獣保護区の区域

川南町大字川南字北原篠原橋の西詰を起点として、篠原川を北西に進み町道銀座・大内線の交点に至り、同所より同町道を北東に進み通称掛迫農道との接点に至り、同所より同農道北東に進み掛迫神社を経て通称掛迫谷を北に上がり町道込ノ口・掛迫線との交点に至り、同所より同町道を北西に進み宮崎県川南遊学の森の境界線に至り、同所より同境界線を西に進み、川南尾鈴国国有林1051林班の防火線に至り、同所より同防火線を北に進み県道尾鈴川南停車場線との接点に至り、同所より同県道を東に進み町道込ノ口・掛迫線との交点に至り、同所より同町道を南西に進み村上町有林入り口に至り、同所より山道を300メートル進み町営牧場境界線に至り、同所より同境界線を南に進み町道銀座・大内線との接点に至り、同所より同町道を西に進み、町道掛迫・旭ヶ丘線との交点に至り、同所より同町道を南に進み町道市納・旭ヶ丘線との接点に至り、同所より同町道を南に進み町道登り口・旭ヶ丘線の接点に至り、同所より同町道を東に進み町道弥次郎橋・登り口線との交点に至り、同所より同町道を南に進み県道都農綾線との接点に至り、同所より同県道を南西に進み町道市納・大内線との接点に至り、同所より同町道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成25年10月31日まで

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

### 宮崎県告示第 840号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)

第28条第2項の規定により、平成14年宮崎県告示第 508号で指定した一里崎鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称  
一里崎鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
串間市大字本城字下千野の市道塩屋原下平線にかかる下千野橋を起点として、同所より同市道を南東に進み本城川右岸の港橋に至り、同所より同河川の右岸を上流に進み市道吾社百田線の城泉坊橋に至り、同所より同河川の左岸を下流に進み同河川の河口に至り、同河口と一里崎南端を直線で結び、同南端とびんだれ島南端を直線で結び、同南端と福島川河口（左岸）を直線で結び、同所より同河川の左岸を上流に進み左岸堤防と市道屋治金谷線との交点に至り、同所より同市道を南に進み県道都井西方線との交点に至り、同所より同県道を南東に進み市道塩屋原下平線との交点に至り、同所より同市道を南東に進み起点に至るまでの線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間  
平成19年11月1日から平成24年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
自然公園法ほか他法令との連携で自然と野生鳥獣との調和を図りつつ、当指定区域の優れた生息環境を適切に保持し、区域内の鳥獣の生息環境を損なうことのないよう留意する。

**宮崎県告示第 841号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成9年宮崎県告示第1129号で指定した愛宕山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称  
愛宕山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
主要地方道路稲葉崎平原線沿いの南延岡駅前信号を起点とし、250メートル南下し構口町の信号を西側の市道へ進み、市道に沿って南西に進み、片田町を経て、小野町口広の十字路（口広橋北詰）に至り、これより三須町に通じる市道を北へ進み、県道八重原延岡線との交差点に至り、同県道を北東へ進み、主要地方道路稲葉崎平原線との交点に至り、更に同地方道を東へ進み、伊達町の交差点を南南東へ進み起点に至る線に囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間  
平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

**宮崎県告示第 842号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成9年宮崎県告示第1125号で指定した鏡山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称

鏡山鳥獣保護区

- 2 鳥獣保護区の区域

延岡市須美江町1126番の1、1126番地の2並びに延岡市北川町川内名4151番の2、4151番の9、4151番の10、4151番の11及び6677番の2に所在する鏡山牧場地内

- 3 鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

**宮崎県告示第 843号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 495号で指定した塩見川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称

塩見川鳥獣保護区

- 2 鳥獣保護区の区域

日向市塩見大橋南詰を起点とし、同所から塩見川右岸堤防を上流に進み市道新財市池ノ田線にかかる縁開橋南詰に至り、同橋を経て同橋北詰に至り、同所から塩見川左岸堤防を下流に進み富高橋西詰に至り、同所から富高川右岸堤防を上流に進み市道豆田線にかかる豆田橋南詰に至り、同橋を経て同橋北詰に至り、同所より富高川左岸堤防を下流に進み富高橋東詰に至り、同所から塩見川堤防を下流に進み櫛の山団地西側堤防に至り、同所から塩見川左岸汀線に沿って河口汀線岩場に至り、同所から河口を南に進み塩見川右岸汀線に至り、同所から塩見川右岸汀線を上流に進み埋め立て地南端に至り、同所から埋め立て地に沿って西に進み協和病院東側堤防に至り、同所から同堤防を上流に進み塩見大橋南詰に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

**宮崎県告示第 844号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成9年宮崎県告示第1125号で指定した国見岳鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称

国見岳鳥獣保護区

- 2 鳥獣保護区の区域

東臼杵郡椎葉村大字不土野に所在する三方界国有林 146林班は1小班と 157林班か小班の境に接する門割林道を起点とし、林道沿いに南下し 135林班ろ1小班と 135林班い2小班との接点から林道を南東へ進み、135林班は1小班的境を南西に進み、標高 1,643.8メートル地点に至り、同所から北西に進み、更に県境を北へ進んで国見岳を経て標高 1,575メートル地点に至り、同所から稜線を南東に進んで起点に至る線で囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

## 宮崎県告示第 845号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成9年宮崎県告示第1129号で指定した銀鏡中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 鳥獣保護区の名称

銀鏡中学校鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

西都市大字銀鏡、銀鏡神社前、市道上原線御手洗橋と通称お宮谷との交点を起点として、同所から同谷を北東に進み同神社所有スギ造林地との境界との接点に至り、同所から同境界を南東に進み同神社所有林境界である溪との接点に至り、同所から同溪に沿って南西に進み市道上原線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

## 宮崎県告示第 846号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成9年宮崎県告示第1129号で指定した住吉中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 鳥獣保護区の名称

住吉中学校鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

宮崎市大字広原に所在する市道広原畑線と市道極楽寺線との接点を起点とし、同所から市道極楽寺線を南西に約100メートル進み廣原神社との接点に至り、同所から同神社鳥居を経て極楽寺山の稜線に沿って西に約500メートル進み、市道広原畑線と直角に結んだ線との接点に至り、同所から同線を北に進み市道広原畑線との接点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

## 宮崎県告示第 847号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成9年宮崎県告示第1129号で指定した出之山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 鳥獣保護区の名称

出之山鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

小林市大字細野出之山、主要地方道小林えびの高原牧園線出之山公園入口を起点とし、同公園道路を南に進み、同公園の池、東端堤防に至り、同堤防を直線に南に進み、同公園の南側稜線に至り、同稜線を西南に進み、加治屋集落から主要地方道小林えびの高原牧園線に通ずる農道に至り、同農道を北西に進み、主要地方道小林えびの高原牧園線に達し、同主要地方道を北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

## 宮崎県告示第 848号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成9年宮崎県告示第1129号で指定した潮小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 鳥獣保護区の名称

潮小学校鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

日南市立潮小学校管理棟北面の西端を起点とし、同所から谷川に沿って北東に進み、三角点95.8メートルの地点に至り、同所から東進し、直線にて国道220号の最東端に位置する地点に至り、同所から同国道を南に進み340メートル先の潮小学校に至り、同所から同校管理棟北面を西に進んで起点に至る線で囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

## 宮崎県告示第 849号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、国見岳鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 特別保護地区の名称

国見岳鳥獣保護区特別保護地区

## 2 特別保護地区の区域

東臼杵郡椎葉村所在の三方界国有林のうち135林班は1小班の一部及びは小班、136林班は小班、137林班ろ小班、138林班ろ小班、139林班ろ小班、140林班は小班及びに小班及びろ1小班、141林班と1小班及びに小班及びほ小班及びと2小班、142林班い小班及びり2小班及びぬ小班的区域

## 3 特別保護地区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## 4 特別保護地区の保護に関する指針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 850号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 休猟区の名称  
龍房山休猟区
- 2 休猟区の区域

西都市大字尾八重字瓢箪淵の国道 219号線と林道打越線との接点を起点とし、同所から同国道を西に進み岩下隧道入口（西米良村）に至り、同所から尾根を北に進み猪田山山頂に至り、同所から稜線を北に進み林道尾八重・銀鏡線との交点に至り、同所から同林道を西に進み作業路奥畑線との接点に至り、同所から同作業路を西に進み龍房山の尾根との交点に至り、同所から同尾根を北に進み龍房山山頂に至り、同所から稜線を下り作業路登内線との交点に至り、同所から同作業路を北東に進み谷又谷との交点に至り、同所から同谷を西に進み登内川との接点に至り、同所から同川を北に進み通称クシン谷との接点に至り、同所から同谷を北に進み西都市と美郷町南郷区との市町界に至り、同所から同市町界を東に進み空野山山頂に至り、同所から稜線を南東へ進み地藏岳山頂に至り、同所からさらに稜線を南東に進み林道尾八重・銀鏡線尾八重大橋西詰との接点に至り、同所から同林道を南に進み林道打越線との接点に至り、同所から同林道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 休猟区の存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

宮崎県告示第 851号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 休猟区の名称  
河の口休猟区
- 2 休猟区の区域

西米良村大字横野横野大橋の南詰、国道 219号線と村道横野・古川線との接点を起点とし、同所から同国道を東に進み作業路甚五郎谷線との接点に至り、同所から同作業路を南に進み西都市と西米良村との市村界との交点に至り、同所から同市村界に沿って南に進み河口川に至り、同所から同川を西に進み林道横野・河口線の終点に至り、同所から同林道を林道起点方向に進み村道横野・古川線との接点に至り、同所から同村道を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 休猟区の存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

宮崎県告示第 852号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 休猟区の名称  
粉木休猟区
- 2 休猟区の区域

東諸県郡国富町所在の宮崎森林管理署多羅原国有林1087林班と1088林班の境界と粉木林道との交点を起点とし、同所から同境界を南に進み国有林森林軌道敷跡の歩道との接点に至り、同所から同歩道を西に進み通称学校道路との接点に至り、同所から同学校道路を南西に進み同国有林1083林班の境界との接点に至り、同所から同境界を北西に進み1084林班の境界との接点に至り、同所から同境界を北西に進み1085林班の境界との接点に至り、同所から同境界を北に進み西都市との市町境との接点に至り、同所から同市町境を北東に進み、同国有林1087林班と1088林班の境界との接点に至り、同所から同境界を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 休猟区の存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

宮崎県告示第 853号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 休猟区の名称  
湯之元休猟区
- 2 休猟区の区域

西諸県郡高原町大字蒲牟田に所在する国道 223号線と高崎川との交点を起点とし、同所から同川を東に下り、町道西麓・蒲牟田線との交点に至り、同所から同町道を南に進み一般県道祓川高崎線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み町道狭野・湯之元線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み国道 223号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 休猟区の存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

宮崎県告示第 854号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 休猟区の名称  
富吉休猟区
- 2 休猟区の区域

都城市山之口町富吉に所在する主要地方道三股高城線と市道下花ノ木川内線の接点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道川内大谷線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み国有林林道花ノ木線との接点に至り、同所から同林道を南に進み宮崎森林管理署都城支署東岳国有林74林班と75林班の境界との接点に至り、同所から同境界を東に進み都城市と三股町の市町境との接点に至り、同所から同境を南西に進み市道下花ノ木乗峯線との交点に至り、同所から同市道を北に進み主要地方道三股高城線との接点に至り、同所から同主要地方道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 休猟区の存続期間  
平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

#### 宮崎県告示第 855号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称  
加草特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
門川町加草地区に所在する延岡南道路上の市町境を起点とし、国道10号線上の市町境に至り、国道を南下し、鳴子橋北詰に至り、同所から川沿いに北西に進み加草大橋北詰に至り、同所から県道土々呂日向線を延岡南道路との交点まで北上し、同所から延岡南道路を北上し、起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

#### 宮崎県告示第 856号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称  
南町特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
国道10号線上に所在する五十鈴大橋南詰を起点とし、国道を市町境まで南下し、同所から市町境を南ヶ丘団地の西側へ進み、同所から南ヶ丘団地上の高台に沿って北へ進み、山の尻池の西側に至り、同所から北へ進み五十鈴川との交点に至り、同所から五十鈴川沿いを下り、起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

#### 宮崎県告示第 857号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称  
追分特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
新富町大字日置に所在する県道宮崎高鍋線と町道追分1号線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み町道漆山～追分線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町日日置田～漆山線との接点に至り、同所から同町道を南に進み町道八反ヶ丸～追分線との接点に至り、同所から同町道を西へ進み町道追分1号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間

平成19年11月1日から平成39年10月31日まで

#### 宮崎県告示第 858号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称  
柳迫特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
西都市大字調殿に所在する山角橋西詰を起点とし、同所から市道千田前北代線を北に進み市道調殿千田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み千田潜水橋を経て市道城平園線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み市道伊勢地線との交点に至り、同所から同市道を北に進み春日に通じる歩道との交点に至り、同所から同歩道を北東に進み市道弥内迫春日線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道黒坂木城線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道木城西都線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道高鍋高岡線の交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
平成19年11月1日から平成39年10月31日まで

#### 宮崎県告示第 859号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称  
生目台特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
宮崎市大字生目に所在する市道生目上の原線と市道生目神社線との交点を起点とし、同所から市道生目神社線を南東に進み市道大塚4号線との接点に至り、同所から同市道を南に進み市道大塚台2号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道生目台通線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み主要地方道宮崎西環状線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東に進み市道古城北川線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市道古城北川内3号線との接点に至り、同所から同市道を西に進み九州電力管理道宮崎柏田線との接点に至り、同所から同管理道を西に進み市道生目時雨線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道生目上の原線との接点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
平成19年11月1日から無期限

#### 宮崎県告示第 860号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称  
花見・城ヶ峰特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
宮崎市花見に所在する県道野首・麓線と農道迫田 1 号線との接点を起点とし、同所から同農道を北西に進み同農道の終点に至り、同所から農道迫田 3 号線へ通ずる小径を西に進み農道迫田 3 号線の終点と接し、同所から農道東連城線へ通ずる小径に至る畦道を約 150メートル北に進み、同小径との接点に至り、同所から同小径を北西に進み同小径の終点に至り、同所から農道迫田 2 号線へ通ずる小径を西に進み同農道との接点に至り、同所から同農道を北に約20メートル進み下三生江池へ通ずる小径との接点に至り、同所から同小径を東に約 150メートル進み下三生江池に至り、同所から同池の東側を北に約 150メートル進み尾根に至り、同所から同尾根に沿って東へ進み頂に至り、同頂から約50メートル東へ進み町道城ヶ峰北線へ通ずる小径に至り、同所から同小径を北東に約 250メートル進み同町道との接点に至り、同所から同町道を南東に約20メートル進み農地と山林の境を南東に進み三反田池に至り、同所から同池の東側を池に沿って進み農道東連城線へ通ずる小径との接点に至り、同所から同小径を南に進み同農道との交点に至り、同所から谷に沿って約 150メートル進み県道野首・麓線との接点に至り、同所から同県道を約 300メートル南西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
平成19年11月1日から無期限

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称  
ひなもり台特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
西諸県郡高原町大字広原に所在する国有林林道大幡林道と民有林林道皇子原・夷守台線との交点を起点とし、同所から同林道を南南東に進み宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森と定木国有林との交点に至り、同所から同県有林と同国有林の境界を西に進み国有林林道大幡林道との交点に至り、同所から同林道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

宮崎県告示第 861号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成19年10月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称  
東牧場特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
小林市大字細野に所在する一般県道霧島公園小林線と市道東西牧場線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に約 1,700メートル進み市道山中前 1 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に約 800メートル進み霧島北部広域農道との交点に至り、同所から同広域農道を南東に約 100メートル進み木場田橋に至り、同所から木場田川を南西に約 1,200メートル廻り市道瀬田尾・山中前線との交点に至り、同所から同市道を南西に約 600メートル進み県道霧島公園小林線との交点に至り、同所から同県道を北西に約 2,000メートル進み市道大王・夷守台線との交点に至り、同所から同市道を北へ約 1,500メートル進み溪流との交点に至り、同所から同溪流を北東へ約 1,900メートル下り市道東西牧場線との交点に至り、同所から同市道を南東へ約 150メートル進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

宮崎県告示第 862号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。